

自立支援協議会からの第7期障がい福祉計画素案についての御意見

項目名	御意見	事務局回答
第2章 障がい者を取り巻く状況2 障がい福祉施策に関わる市民の意識 (3) 障がい者等からの意見聴取 1 (ア) 暮らし方を自分で選び、自由に暮らしていくためにあればいいと思うもの b 理解促進、権利擁護に関して	教育現場での障がい者の話を聴く。車椅子体験 手話の啓発授業の機会をさらに増やしていく。そして多くの当該者の参画を挙げさせて頂きます。自立支援協議会や聴言協会や連絡会などの資源を活用して学生たちに理解を深める場所を検討いただきたいと思います。	引き続き障がい者等への理解促進研修や啓発、障がい者等の自発的活動の支援及び学校における障がい者理解・手話の啓発を推進してまいります。また、人材確保の一貫としての大学連携等を通して、学生への障がいへの理解促進を行います。
第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2	施設入所者数を減らせない理由がはっきりわかっているのに、どうして削減の目標値を毎回設定する必要があるのでしょうか。 7期の計画素案でも移行者数の設定をしていますが、一番最初に掲げている「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を実現しようとするならば、強度行動障がいなど障がいの状況を勘案して吹田市を離れ他市の入所施設を選択せざるをえない人が吹田市でも安心して暮らせるような入所施設の建設を計画案に記載して欲しいです。	地域移行については、御本人や御家族の意向、関係機関の調整及び地域生活における支援体制の確保等、さまざまな環境整備が必要なため、容易には進展しないことは認識しております。しかしながら、障がいがある方も住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域移行の推進が必要であることから、これを計画に記載し目標設定のうえ取組を実施することにしています。 重度障がいを有する方の入所施設に関しましては、広域的な取組になりますので、大阪府に別途要望を行っております。
第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ア 各目標の設定と考え方 3 精神病床の1年以上長期入院者数減少に向けた取り組み	吹田市民が医療保護入院や措置入院により精神科病院に入院した場合に、その情報を大阪府から得る体制を構築し、早期退院及び安定した地域生活維持等に向けた取り組みを入院中からサポートするような体制を構築いただけないでしょうか。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会においては、精神科病院入院者への働きかけ及び地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくりを行うための体制作りに取り組んでいます。 精神科病院入院者への働きかけでは、本人が地域生活への不安を解消するための支援や病院と地域の支援者の共通理解を促進する場の構築に取り組めます。 地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくりでは、医療、福祉、住宅分野と連携して、地域で生活するためのサポート体制の構築に取り組めます。 専門部会ではこれらの取組を行っていき、精神病床の長期入院者の減少に向けて進めていきます。 精神入院者の府との情報共有に関しては、退院支援に必要な情報であることから、方策については専門部会で検討してまいります。

項目名	御意見	事務局回答
4 第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (3) 地域生活支援の充実	<p>強度行動障害のある方の支援やくらしの場がグループホームだけとは限らず、日中事業所や居宅支援などにおいても対応できる人材に限りがあります。個別のニーズや障がい特性に合った体験の場や支援体制の充実をお願いしたいです。国の指定規準だけでは対応できない困難ケースが多くあります。相談支援事業所の立場から、事業所はたくさんあっても選べる事業所が少ないというのが現状です。緊急時の受け入れ・対応の機能の強化は、連携を図るだけでは支援体制を整備できないので、支援体制整備に向けて助成の仕組みが必要。</p> <p>吹田市での強度行動障がいへの取組は他市の施設へ入所するかしかなかったのが現実でした。日中活動の場においても障がい特性を理解して関わっている事業所は無いにひとしいので、他市や他府県に生活の場を求めざるをえない方々がいた。そのような実態で地域移行の道筋をどうしていくのか、歴史的な問題を含めて検討していただきたいと思う。</p>	<p>強度行動障害のある方等の重度障がい有する方への支援については、国の基本指針においても個別に利用者数の設定をすることが望ましいとされ、支援ニーズの把握や支援体制の整備について取組を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>本市では、受け皿の一つとしての地域生活支援拠点等の機能強化に向け、面的整備に取り組んでいくこととしております。拠点機能を有し認定を受けていただければ、拠点機能ごとに加算の取得が可能となります。現在、そのための要領の策定を進めています。併せて、緊急時の受け入れ・対応のための支援体制整備の方策や日中活動及びグループホームの受入れ促進に向けての方策については、今後も検討してまいります。</p>
5 第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (ウ) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	<p>なかなかの向上見込みを上げているが達成できるのでしょうか。</p> <p>販売の機会の拡充とあるが、具体的には市主催の販売の機会などない</p> <p>事業団の運営資金の縮小の話が出ているが、ハピスマが存続できなくなると拡充ではなく縮小になるのではないのでしょうか。</p>	<p>工賃向上目標達成のため、吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針に基づき、障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体から物品及び役務を優先的に調達するとともに、障がい者の雇用拡大に向けた取り組みを行っています。</p> <p>また、週1回、市役所にて授産製品の販売をしていただいております。</p> <p>なお、働く場事業団については、福祉的就労の底上げ及び工賃向上に向けた補助金事業のあり方を引き続き検討してまいります。</p>

項目名	御意見	事務局回答
6 第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (5) 相談支援体制の充実・強化等	障がい福祉サービスの利用者が年々増える中、計画相談および障がい児相談支援の対象者が増えていますが、相談支援専門員の人数には限りがあり、新規利用者を受けられない現状が続いています。相談支援専門員も専門性や経験年数は様々で、特に先輩相談員のいないような少人数の相談支援事業所では、相談支援専門員のスーパーバイズをするような人や機関がバックアップをする仕組みがなければ、メンタル面での疲労も大きく、離職者も増えている状況があります。また、たくさんのケースを抱えなければ、事業所運営が難しい状況も続き、既存の事業所が無理なく運営継続ができる支援も欲しいです。	少人数の相談支援事業所のサポートとして、基幹相談支援センターが助言や他事業所との連携支援を行っております。 また、既存相談支援事業所の運営支援については、相談支援従事者初任者研修の研修費補助や新たな相談支援専門員を配置して、その専門員が新規契約に係るサービス計画案を作成した場合に補助する事業があります。
7 第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (5) 相談支援体制の充実・強化等 イ 成果目標達成に向けての取組 ピアサポートについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「ピアサポート」の記載を「ピアサポーターやピアカウンセラー」としてもらいたい。 ・「ピアサポート」の取組推進ではなく取組強化してもらいたい。 ・「ピアカウンセラー」の認定事業を実施してほしい。 ・「ピアサポート」の取組が年1回の協議となっているが協議回数は横ばいですか？ 	現時点でも実施しております、「ピアサポート」の事例等を踏まえ、自立支援協議会にてどのような取組ができるかを検討してまいりますので、「ピアサポート」のままとさせていただきます。 ピアサポートについては、計画に初めて記載するものであることから、「取組推進」といたします。 ピアカウンセラーの認定事業につきましては、今後研究してまいります。 協議回数につきましては、最低回数以外の定めはありませんので、必要に応じて行っています。

項目名	御意見	事務局回答
<p>第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス エ 居住系サービス</p> <p>9</p>	<p>・必要数が整備されるように促進策とあるが、具体的な内容がないように思う。促進するためには、受け皿となる場所が必要であり、安定的な運営ができるように整備する必要があるのではないだろうか。</p> <p>・上記したように医療的ケアや強度行動障害の方のくらしの場や受け皿となる場の確保は緊急的な課題でもあるため、具体的な方策が望まれます。</p> <p>・重度障害者の暮らせるグループホームの整備の為には、設備面により拡充と、人的支援がもっと必要です。人的支援の為にも、市独自の重度加算の上乗せ等が必要と思います。設備面は、古家の改造が可能となるようにして下さい。</p> <p>・計画では、3年後の令和8年に79人増えての575人の利用を見込んでいますが、実際の希望状況から見て、もっと必要と考えます。何是なら、現在は高齢の家族と同居して今後も家族同居を希望している人も多く、結局 家族の高齢化・健康悪化で、グループホームが必要になる人たちも多いからです。希望に合わせての開設計画なら、全体的に高齢化も進んでいるので、あと100名以上の人の数値の積み上げが必要です。</p> <p>・実際に不足気味と聞いているのでこれで本当に足りるのですか？</p>	<p>本市では、グループホームの整備促進のための補助を実施しており、併せて国の施設整備補助も実施させていただいております。グループホームの整備促進に引き続き努めてまいります。</p> <p>重度障がい有者を受け入れるグループホームの整備促進に向け、検討を行ってまいります。人的支援につきましても、研究を行ってまいります。</p> <p>グループホームの利用見込については、日中活動系サービス利用者へのアンケートを基に計画期間である3年間の需要を算出しました。計画を推進するにあたっては、見込量が達成されるよう施策を検討してまいります。</p>
<p>第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2) 地域生活支援事業 ア 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業</p> <p>10</p>	<p>・方策について、啓発活動の推進の具体案のイメージがつきにくいです。(支援金などの支援などがあるのですか?)</p> <p>・啓発活動はこれまでもされていると思いますが、あまり認知されていないように思われ、イベントの参加者が局限されているのではないのでしょうか？</p>	<p>イベント等による啓発に加え、障がい者・その家族・地域住民等の団体が行う、障害者の社会参加促進のための自発的な取り組みに対し補助金を交付しています。対象となる事業として、理解促進啓発・研修、ボランティア活動、ピアサポート、社会活動支援などがあります。</p> <p>多くの市民が参加されますよう、啓発事業のあり方を検討してまいります。</p>

	項目名	御意見	事務局回答
11	第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2) 地域生活支援事業 イ 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業	障がい者が住まいの場所を自ら用意する事は容易ではありません。そのため公団は大変助かる資源です。しかしながら資源と供給がアンバランスであり制度を知らない、相談しにくい実態があります。広報などの検討をお願いします。	住宅入居等支援事業の実施を見据え、既存の居住支援である吹田市居住支援協議会の事業周知方法について、担当部局と連携して検討してまいります。
12	第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2) 地域生活支援事業 エ 意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業、手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員について、取り組みの詳細は存じていないが、報酬や謝礼といったものはあるのですか？低年齢層への働きかけについて、述べられていますが、現働き世代は経済的余裕のある方は多くないように思われ、奉仕したい気持ちはあっても生活していく上で優先順位が下がると思う。	「吹田市障害者ボランティア団体奉仕活動補助金交付要領」に基づき、ボランティア1人あたり、半日（5時間未満）700円、1日（5時間以上）1,400円を助成しています。また、手話に関心のある現役世代の方々にも、奉仕していただけるような環境づくりに努めてまいります。
13	第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2) 地域生活支援事業 オ 日常生活用具給付等事業	・ストマ用品程度しか把握できていませんが、給付額が十分とは言えず、最低限の用品を購入しても、必ずと言ってよいほど給付額をオーバーしており、必要な用品をそろえにくいことがあります。 ・対象用品等の拡充の検討はぜひ前向きにお願いしたい。条件の引き下げのできる物があれば、そちらも検討をお願いしたい。	令和5年度は、給付対象として2品目の追加と1品目の基準額引き上げを行いました。品目の拡充や基準額の改定につきましては、優先度合や他市の状況等を勘案しながら検討していきたいと考えております。
14	第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2) 地域生活支援事業 カ 移動支援事業	方策として、ガイドヘルパー養成の促進とありますが、資格を持っている人は多いように思われ、潜在ヘルパーさんの発掘が必要なように思われます。働き手のニーズと、利用者のニーズが一致しづらい現状もあると思われます。（夜間・早朝の支援を希望しても、対応できるヘルパーが少ないなど）	ガイドヘルパーの利用状況を精査し、必要な時間帯に利用できるよう研究を行ってまいります。
15	第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	「障がい者一人ひとりの障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、多様なサービス提供基盤の整備」の具体的な取り組みのイメージがつきにくいです。	「障がい者一人ひとりの障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、 <u>事業所職員への研修などを実施します</u> 」とさせていただきます。

項目名	御意見	事務局回答
16 第3章 第7期吹田市障がい福祉計画 4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成	<p>そもそも実際の支援内容と給料があっておらず、新しくやろうと、思えないのではないのでしょうか。地域生活する方への支援の実際はとても過酷です。</p> <p>サービス提供者を守るための支援も必須と考えます。(利用者からのハラスメントもあり、それにひたすら支援者は我慢し、その結果辞めていく事もあります。)</p>	<p>福祉サービスを提供する事業所職員の給与については、介護報酬や事業所の経営に関わる部分になりますが、待遇改善に向けた事業所支援の施策を通して人材確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、ハラスメントにつきましては、取り組むべき課題であると考えておりますので、機会を捉えて利用者への啓発に取り組んでまいります。</p>

その他

項目名	御意見	事務局回答
1 第2章 障がい者を取り巻く状況2 障がい福祉施策に関わる市民の意識 2 障がい福祉施策に関わる市民の意識 (1) 第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート イ 調査結果の概要 (エ) 将来の暮らしを実現するために必要なこと	<p>年金や手当などの充実を求める障害者が47.9%とほぼ半数を占めているにも関わらず障がい者福祉年金廃止をするのはおかしい。</p> <p>さらなる障がい者福祉年金の充実を挙げます。最近の物価の上昇と賃金の循環が追いついていないのは明白です。吹田市の障がい者福祉年金の抑制や廃止・サービス費への切り替えなどが検討されている様子ですか、障がい者を育てているご家族や単身で生活している障がい者の就労で得られる給与(工賃は)国の障害者年金だけでは成り立ちません。拙速な判断をせずに幅広く精査して決断することを望みます。</p>	<p>障がい者の所得補償については、必要不可欠な施策と考えますが、国・府により一定の所得補償の制度があり、本市においては重度障がい者に対する個別給付や障がい福祉サービスの充実を進めるため福祉年金の廃止を検討していることから、本市の障がい福祉計画に記載する予定はございません。</p>